

梅の里二丁目住宅地区建築協定

概 要

建築物の敷地の分割はできないものとし、本協定締結時の1区画に1戸とする。ただし、1戸の建築物の敷地として1区画以上使用する場合、もしくは分割後の区画面積が160㎡以上確保される場合は、その区画を1区画とみなす。

建築物の用途は、一戸建て専用住宅とし、寄宿舍、長屋住宅、及び共同住宅は建築してはならない。

ただし、兼用住宅のうち建築協定運営委員会が、住環境を害するおそれがないと認めたものについてはこの限りではない。

公共的、公益的な建築物で、委員会が住環境を害するおそれがないと認めたものについては、及びの規定は適用しない。